

ユニバーサルサービス収支の算定について

2022年度版

〔 事業年度 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日 〕

西日本電信電話株式会社

目次

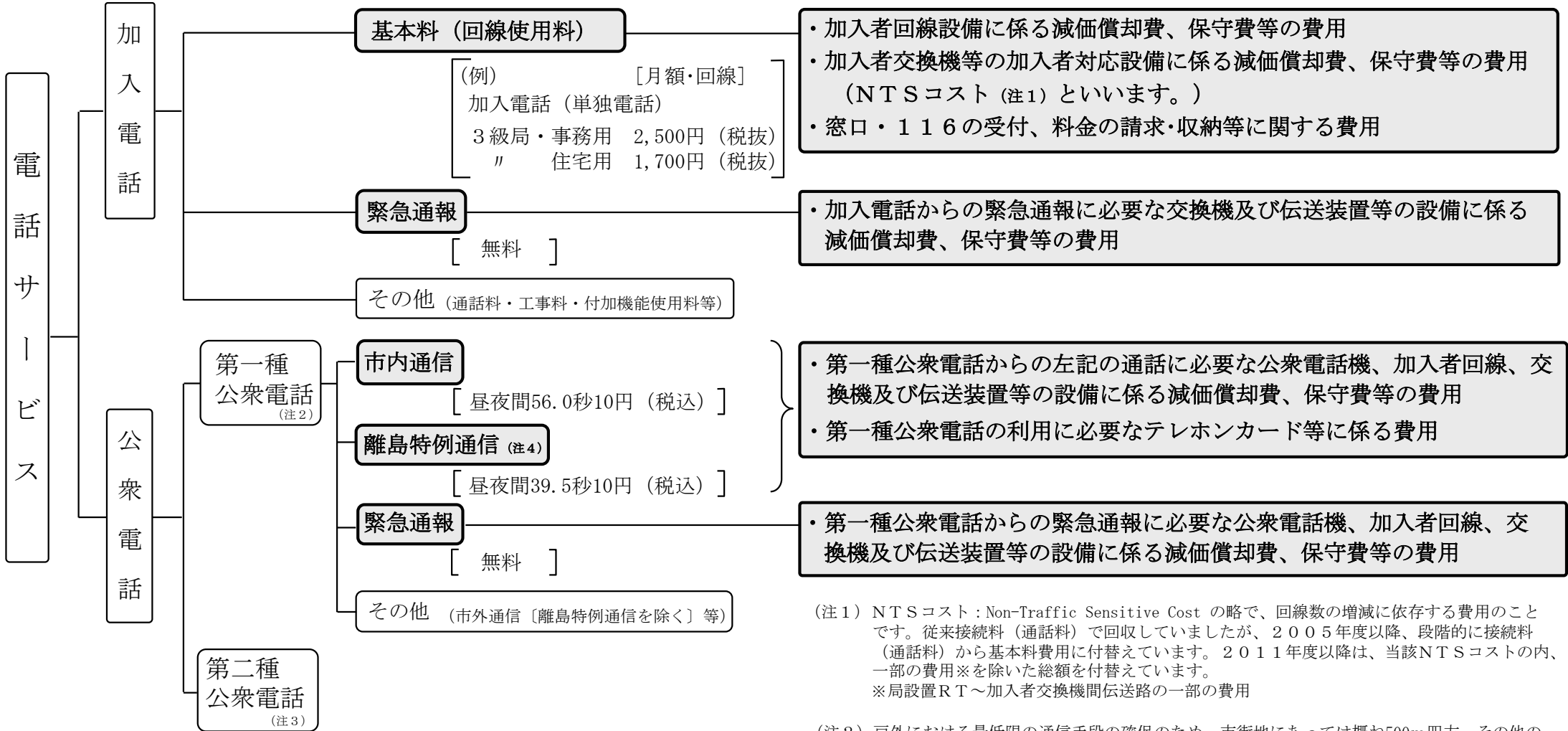
1. ユニバーサルサービス収支の算定対象となるサービス・料金と対応する費用について	-----	1
2. ユニバーサルサービス収益・費用の算定について	-----	7
3. ユニバーサルサービス収支の状況	-----	10
4. 個別の費用項目ごとのユニバーサルサービス費用の把握方法について	-----	12
(参考) 関連法令条文	-----	36

1. ユニバーサルサービス収支の算定対象となるサービス・料金と対応する費用について

 : ユニバーサルサービス収支の算定対象となるサービス・料金

< 具体的なサービス・料金 >

< サービス・料金に対応した費用の主な内容 >



(例) [月額・回線]
加入電話 (単独電話)
3級局・事務用 2,500円 (税抜)
" 住宅用 1,700円 (税抜)

- 加入者回線設備に係る減価償却費、保守費等の費用
- 加入者交換機等の加入者対応設備に係る減価償却費、保守費等の費用 (NTSコスト (注1) といいます。)
- 窓口・116の受付、料金の請求・収納等に関する費用

- 加入電話からの緊急通報に必要な交換機及び伝送装置等の設備に係る減価償却費、保守費等の費用

- 第一種公衆電話からの左記の通話に必要な公衆電話機、加入者回線、交換機及び伝送装置等の設備に係る減価償却費、保守費等の費用
- 第一種公衆電話の利用に必要なテレホンカード等に係る費用

- 第一種公衆電話からの緊急通報に必要な公衆電話機、加入者回線、交換機及び伝送装置等の設備に係る減価償却費、保守費等の費用

(注1) NTSコスト: Non-Traffic Sensitive Cost の略で、回線数の増減に依存する費用のことです。従来接続料 (通話料) で回収していましたが、2005年度以降、段階的に接続料 (通話料) から基本料費用に付替えています。2011年度以降は、当該NTSコストの内、一部の費用※を除いた総額を付替えています。
※局設置RT~加入者交換機間伝送路の一部の費用

(注2) 戸外における最低限の通信手段の確保のため、市街地にあつては概ね500m四方、その他の地域にあつては概ね1km四方に一台を基準に設置しています。

(注3) 公衆電話の利用が多く見込まれる場所に、利用の実態に応じて設置しています。

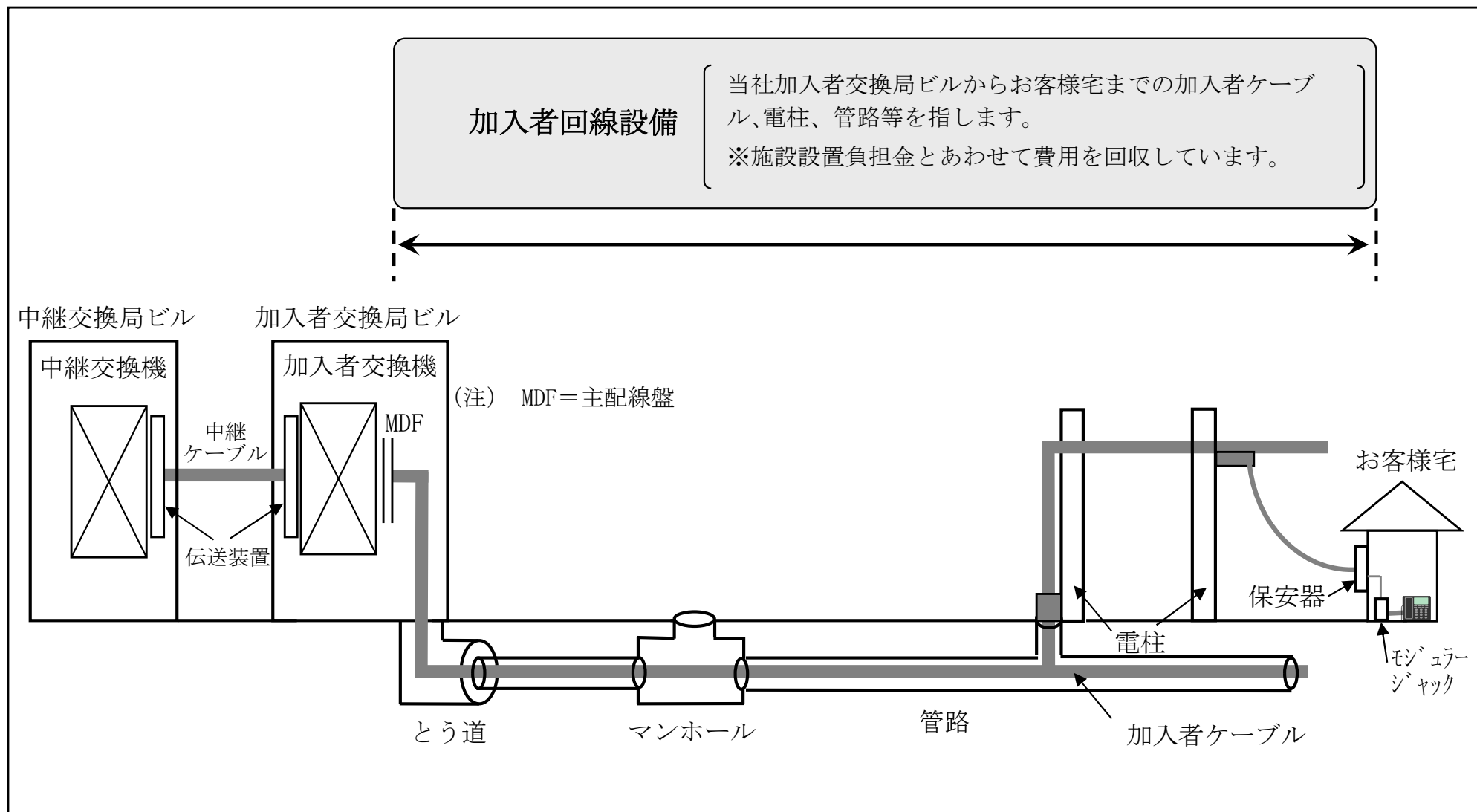
(注4) 離島のみによって構成される単位料金区域 (MA※) について、通信の交流上密接な関係にあるMAとの通信のうち、隣接するMAとの通信料金と同額を適用しているものです。

※MAとはMessage Areaの略で、市内通話料金で通話できる区域のことです。

(参考) ユニバーサルサービスの提供に必要な電気通信設備の費用について

(1) 加入電話・基本料

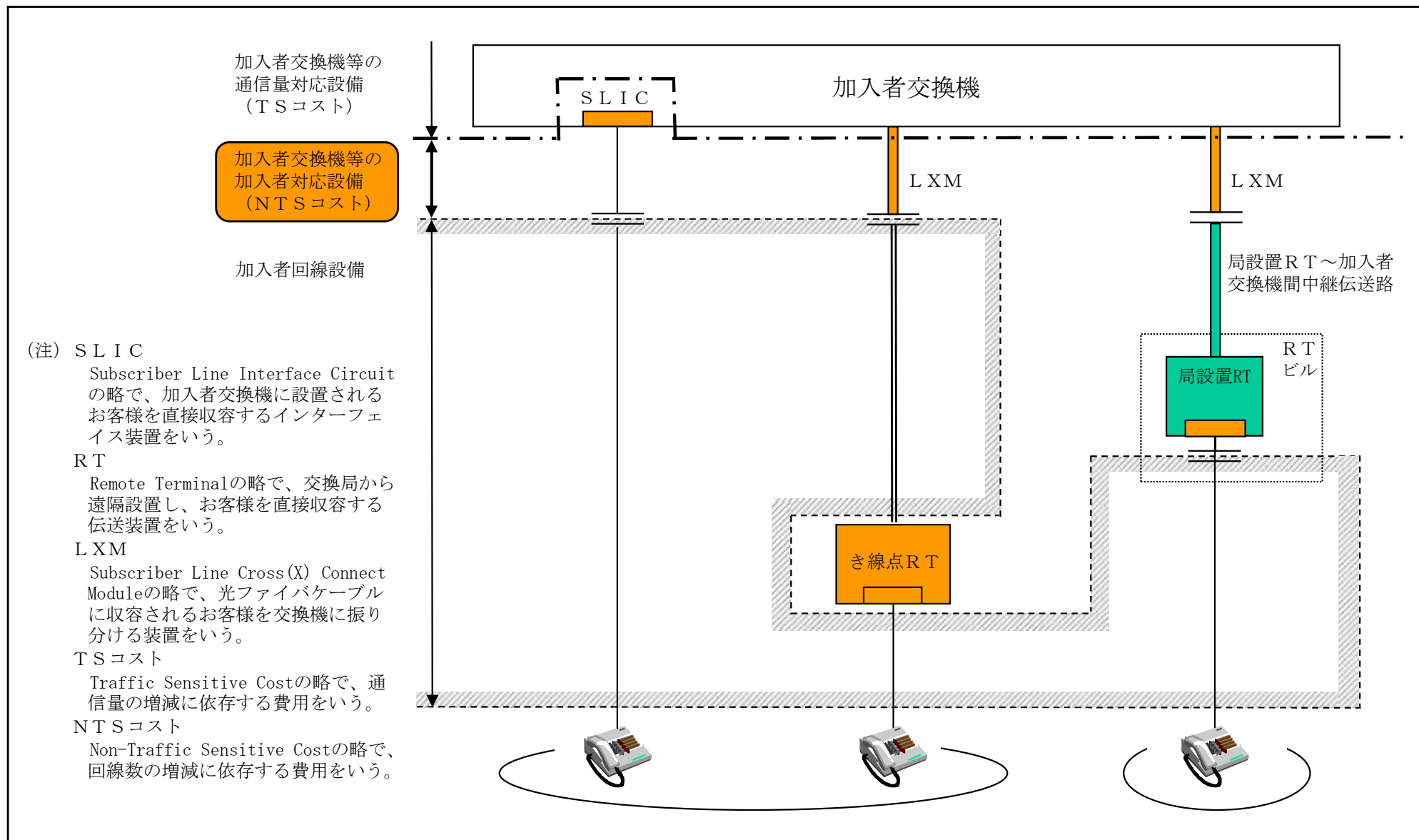
①加入者回線設備



○ 基本料で賄う加入者交換機等の加入者対応設備に係る費用（NTSコスト）について

（2011年度以降は、NTSコストの内、一部の費用*を除いた総額を接続料（通話料）から基本料に付替えています。）

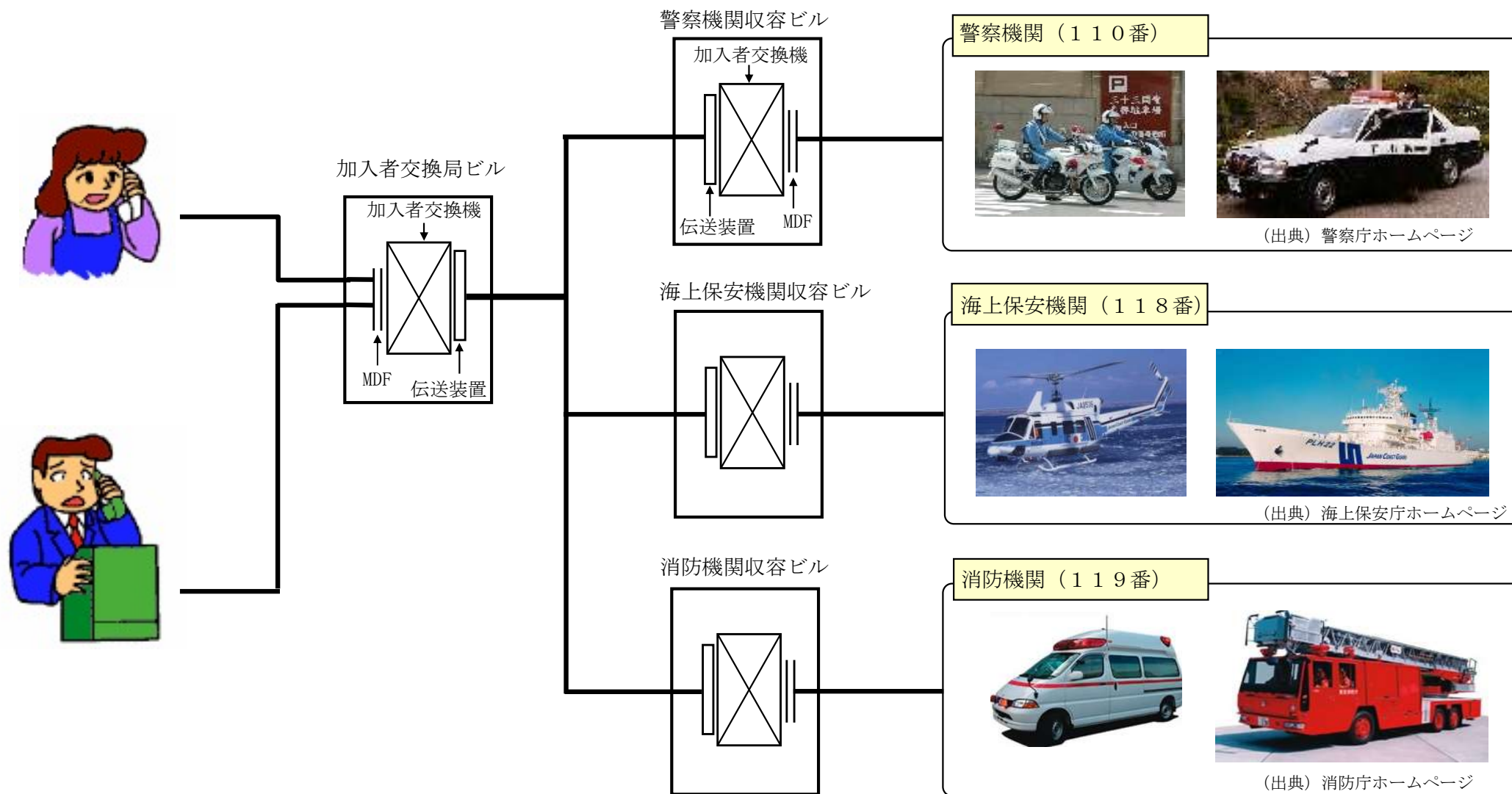
*局設置RT～加入者交換機間伝送路の一部の費用



(2) 緊急通報

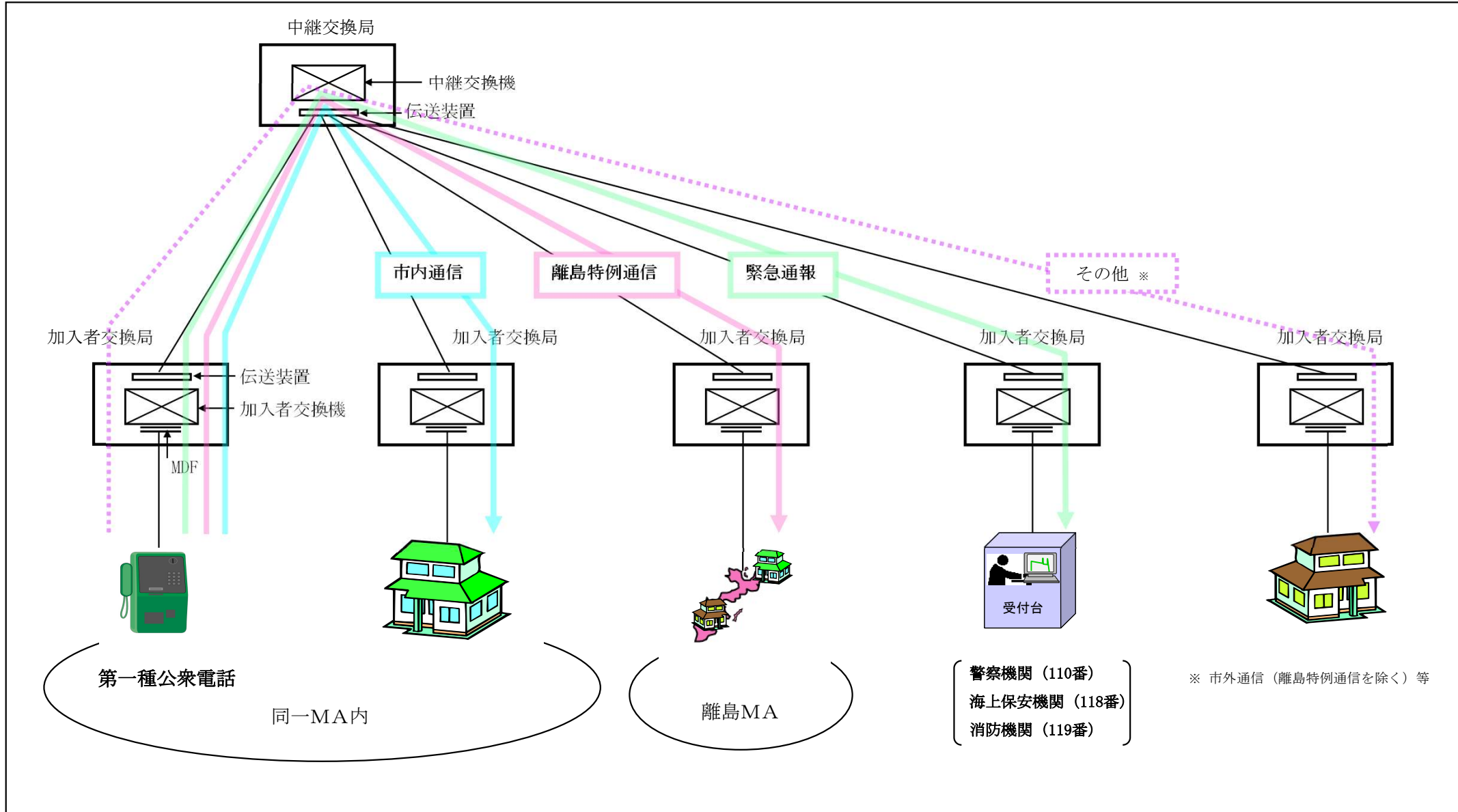
○緊急時において、警察機関・海上保安機関・消防機関に無料で通報できるサービスです。

※ユニバーサルサービスにおいては、加入電話及び第一種公衆電話からの発信が対象



(3) 第一種公衆電話

○第一種公衆電話から発信される通信のうち市内通信、離島特例通信及び緊急通報が、ユニバーサルサービスとされています。



< 離島特例通信とは >

離島のみによって構成される単位料金区域（MA）について、通話の交流上密接な関係にあるMAとの通話に対して隣接するMAとの通信料金と同額を適用しているものです。

適用対象

離島と本土との間の通話

県名	離島	MA名	特例扱いの対地となるMA
島根県	隠岐諸島	西郷	松江
		海士	松江
長崎県	対馬	郷ノ浦	福岡※
		佐賀	福岡
		原	長崎
鹿児島県	五島列島	有川	長崎
		福江	長崎
	徳之島	徳之島	鹿児島
		屋久島	
	奄美大島	名瀬	
		瀬戸内	
	種子島	種子島	
		中館	
硫黄島	硫黄島		
	中之島		

同一県内の離島間の通話（離島相互間の通話が対象）

県名	離島MA名
長崎県	対馬佐賀
	厳原
	有川
	福江
鹿児島県	郷ノ浦
	種子島
	屋久島
	中館
	名瀬
	瀬戸内
	硫黄島
	中之島

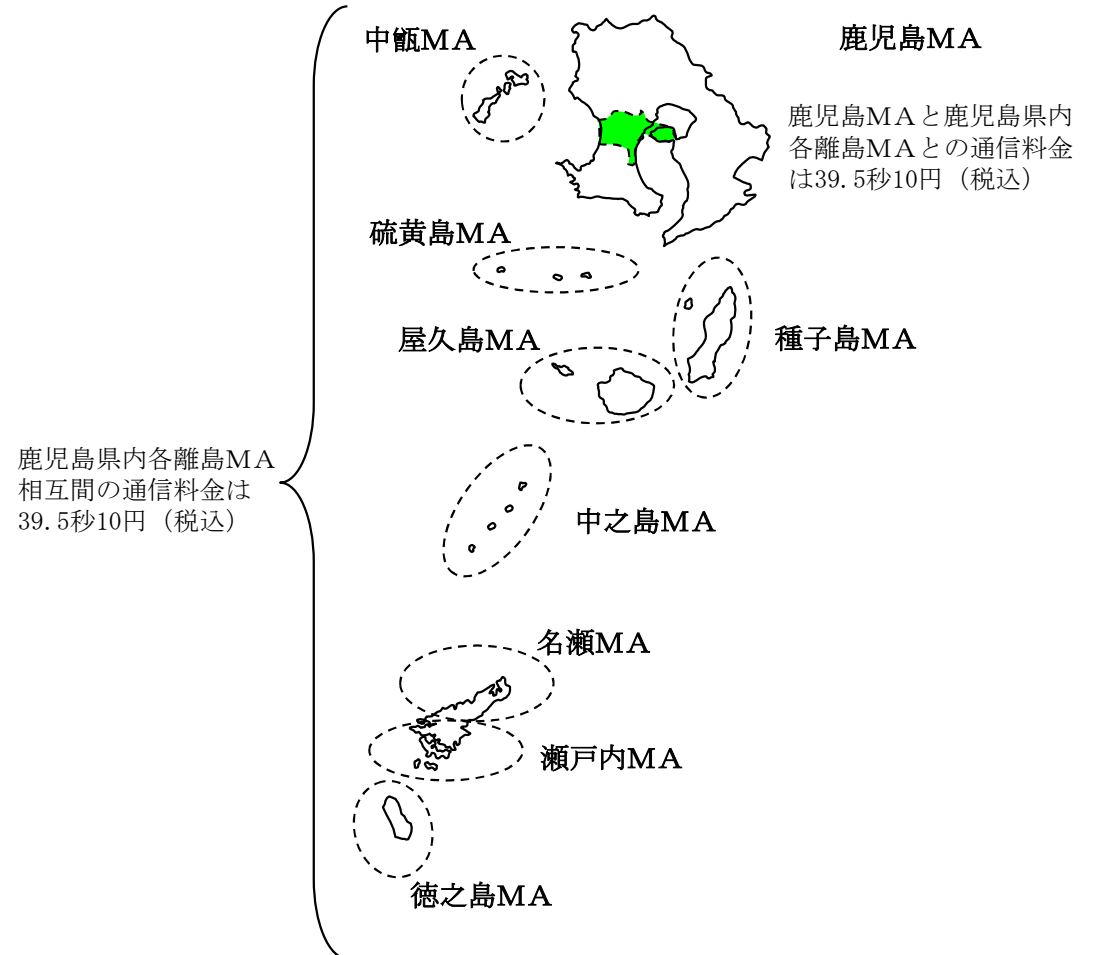
沖縄県の通信料金

- ・沖縄県については、特例として九州本土最南端のMAに位置するものとみなして、全国との通話地域間距離を算定しています。※
- ・沖縄県内の各MA（那覇、名護、南大東、沖縄宮古、八重山）相互間について、隣接するMAの通信料金と同額を適用しております。

※NTTグループにおいては、NTTコミュニケーションズが提供しています。

具体的な適用例

（注）料金額は、昼夜間の公衆電話

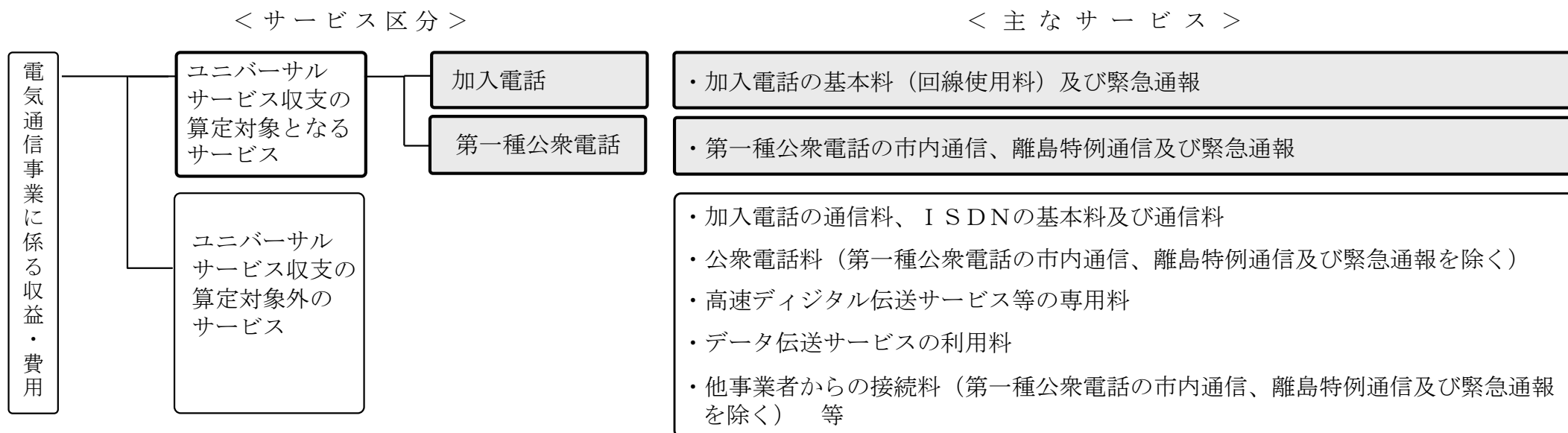


2. ユニバーサルサービス収益・費用の算定について

- ・電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号、以下施行規則という）に基づき、ユニバーサルサービスの提供に係る収支状況を示すものとして、ユニバーサルサービス収支表を作成しております。
 - ・第1表のユニバーサルサービスの収益は、お客様にご利用いただいたサービスの料金を直接計上しております。
 - ・第1表のユニバーサルサービスの費用は、当社の営業、保守等の業務及び電気通信設備等に係る費用をもとに、施行規則に定める方法に従い、適正なコストドライバを用いて把握しています。
 - ・第2表については、2021年11月に認可された交付金等に基づく金額を記載しております。
- ※ユニバーサルサービス収支の実態把握のため、第1表では、交付金、ユニバーサルサービス料及び負担金を除いております。

○ ユニバーサルサービス収支表（第1表）の算定における収益・費用の整理について

- ・電気通信事業に係る収益・費用を、電気通信事業法施行規則に基づいて以下のサービスの別に整理しています。

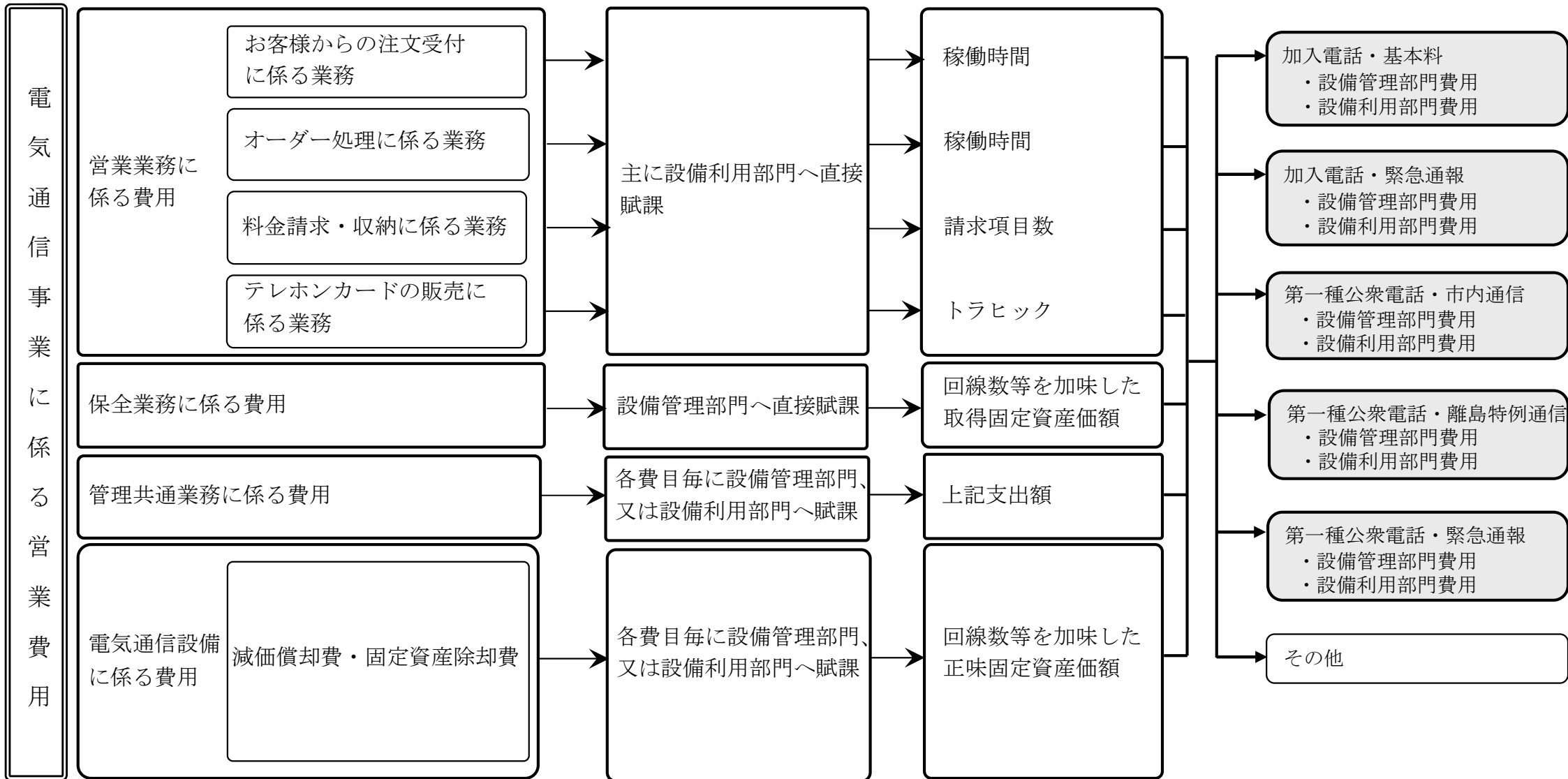


○ 第1表の各サービス別費用の把握方法について

<業務及び設備に係る費用の主な内容>

<設備管理部門、
設備利用部門へ区分>

<費用の把握に用いる
主なコストドライバ>



(注) 2008年3月の電気通信事業法施行規則の改正により、営業費用を設備管理部門と設備利用部門に区分しております。

○ ユニバーサルサービス収支表（第2表）の収益、費用の把握方法について

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益
1 交付金	<p style="text-align: center;">交付金 ※算定自己負担額は含まない</p>		<p style="text-align: center;">交付金 ※算定自己負担額は含まない</p>
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	<p style="text-align: center;">ユニバーサルサービス料・ ユニバーサルサービス制度への 当社負担費用に係る接続料加算料 (N T T 西日本番号単価分)</p>		<p style="text-align: center;">ユニバーサルサービス料・ ユニバーサルサービス制度への 当社負担費用に係る接続料加算料 (N T T 西日本番号単価分)</p>
3 負担金	<p style="text-align: center;">ユニバーサルサービス料・ ユニバーサルサービス制度への 当社負担費用に係る接続料加算料 (N T T 東日本番号単価分)</p>	<p style="text-align: center;">支援機関への拠出額</p>	<p style="text-align: center;">ユニバーサルサービス料・ ユニバーサルサービス制度への 当社負担費用に係る接続料加算料 (N T T 東日本番号単価分) － 支援機関への拠出額</p>
計			

(注) 上記の第2号表における各項目については、2021年11月認可の交付金に係るものです。

3. ユニバーサルサービス収支の状況

第1表

(単位：百万円)

	加入電話						第一種公衆電話					
	基本料		緊急通報		市内通信		離島特例通信		緊急通報			
	うち設備 利用部門 費用		うち設備 利用部門 費用		うち設備 利用部門 費用		うち設備 利用部門 費用		うち設備 利用部門 費用		うち設備 利用部門 費用	
I. 営業収益	132,723	—	132,570	—	—	—	152	—	1	—	—	—
II. 営業費用	166,789	38,610	164,980	38,585	83	2	1,718	23	4	0	4	0
1. 営業費	32,772	32,772	32,751	32,751	2	2	19	19	0	0	0	0
2. 施設保全費	78,379	—	77,256	—	46	—	1,072	—	3	—	2	—
3. 共通費	3,486	713	3,456	713	3	0	28	0	0	0	0	0
4. 管理費	6,652	2,945	6,612	2,944	3	0	37	1	0	0	0	0
5. 試験研究費	1,903	1,001	1,896	1,000	2	0	4	1	0	0	0	0
6. 減価償却費	23,974	920	23,683	919	18	0	272	1	1	0	1	0
7. 固定資産除却費	7,454	50	7,233	50	4	0	216	0	0	0	0	0
8. 通信設備使用料	199	—	193	—	1	—	5	—	0	—	0	—
9. 租税公課	11,971	209	11,900	209	5	0	66	1	0	0	0	0
10. 収益の控除	△ 0	—	—	—	△ 0	—	—	—	—	—	△ 0	—
III. 営業利益	△ 34,066	—	△ 32,410	—	△ 83	—	△ 1,566	—	△ 3	—	△ 4	—

(注) 法令上、緊急通報に係る収益は費用から差し引いて記載することとされております。

第2表

(単位：百万円)

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
交付金	2,581	-	2,581	
当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	182	-	182	
負担金	262	277	▲ 15	
計	3,025	277	2,748	

4. 個別の費用項目ごとのユニバーサルサービス費用の把握方法について

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法 (※)
◎営業費	電気通信役務の提供に関する申込受付、電気通信役務の料金の収納等の業務に係る費用	_____
○注文受付	116等における受付等に係る費用	・受付に要したサービス別稼働時間比で配賦
○顧客営業 (法人)	大口法人のお客様に対する営業活動に係る費用（電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む）	・営業活動に要したサービス別稼働時間比で配賦
○顧客営業 (その他)	上記以外のお客様に対する営業活動に係る費用（電話の増設、廃止、移転等の対応に係る費用を含む）	・営業活動に要したサービス別稼働時間比で配賦
○システムサポート	顧客営業の技術サポートに係る費用	・顧客営業のサービス別支出額比で配賦
○販売サポート (一般営業)	電話等の営業業務に係るオーダー処理費用及び契約者管理費用	・オーダー処理費用：オーダー処理に要したサービス別稼働時間比で配賦 ・契約者管理費用：サービス別回線数比で配賦 (マイラインセンタに係る費用は直接把握し、通話料に帰属)
○販売サポート (一般営業（特約店等）)	電話等の特約店に支払う取次手数料及び特約店の営業業務に係るオーダー処理費用	・特約店に支払う取次手数料：サービス別に直接把握 ・オーダー処理費用：オーダー処理に要したサービス別稼働時間比で配賦

※ 取得固定資産価額比・正味固定資産価額比に用いるサービス別の固定資産価額の把握方法は、別紙「ユニバーサルサービスの固定資産価額の把握方法について」を参照

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○販売サポート (公衆電話)	テレホンカードの販売管理業務等に係る費用	・ サービス別トラヒック比で配賦
○出納	電話料金等の受入業務に係る費用	・ サービス別料金請求項目数比で配賦
○料金 (料金計算)	電話等の料金計算業務等に係る費用	・ サービス別処理データ量比で配賦 〔通話料割引サービスに係る費用はソフトウェア使用料に基づいて把握し、通話料に帰属〕
○料金 (請求書編集等)	電話等の請求書の編集、作成及び発行業務等に係る費用	・ サービス別料金請求項目数比で配賦 〔請求書郵送費は、請求書に同封される印刷物の発行枚数〔重量を加味〕に基づいて、サービス別に配賦〕
○料金 (料金督促・回収)	電話等の料金督促、回収業務等に係る費用	・ サービス別料金請求項目数比で配賦
○広報 (広報・宣伝)	お客様相談センタ・報道対応等の広報活動及びテレビ、新聞等の広告・宣伝に係る費用	・ お客様相談センタ：サービス別相談件数比で配賦 ・ ハローインフォメーション：紙面のサービス別占有面積比で配賦 ・ 報道対応：報道発表及び取材対応のサービス別件数比で配賦 ・ 広告、宣伝：サービス別に費用を直接把握
○企画 (一般営業)	営業部門における企画業務に係る費用	・ 営業部門のサービス別支出額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○共通営業	各営業業務に共通して発生する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業部門のサービス別支出額比で配賦
◎施設保全費	電気通信設備の保全業務に係る費用	<hr/>
○一般施設保全 (市内線路)	加入者線路設備（加入者ケーブル等）及び市内中継線路設備（市内中継ケーブル等）の保守に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者線路設備（メタルケーブル）に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・ 加入者線路設備（光ファイバ）に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・ 市内中継線路設備に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (市外線路)	市外線路設備（ケーブル等）の保守に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市外線路設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (土木設備)	土木設備（管路、マンホール、とう道等）の保守に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (公衆電話)	公衆電話の保守に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆電話設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (市内機械・主配線盤)	主配線盤（MDF）の保守に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主配線盤のサービス別取得固定資産価額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○一般施設保全 (市内機械・端末系交換設備)	端末系交換設備の保守に係る費用	・ 端末系交換設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (市内機械・主配線盤～端末系交換設備伝送路)	加入者系半固定パス伝送装置（LXM）の保守に係る費用	・ 加入者系半固定パス伝送装置のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (市外機械・中継系交換設備)	中継系交換設備の保守に係る費用	・ 中継系交換設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (市外機械・信号網設備)	信号網設備の保守に係る費用	・ 信号網設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (無線機械)	無線機械設備の保守に係る費用	・ 無線機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (伝送機械・RT装置)	伝送機械設備（RT装置）の保守に係る費用	・ 伝送機械設備（RT装置）のサービス別取得固定資産価額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○一般施設保全 (伝送機械・共通伝送機械)	伝送機械設備（共通伝送機械）の保守に係る費用	・伝送機械設備(共通伝送機械)のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (衛星通信設備)	衛星通信系無線機械設備の保守に係る費用	・衛星通信系無線機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (電力)	電力設備の保守に係る費用	・電力設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (監視設備)	監視設備の保守に係る費用	・監視設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (試験受付)	故障修理の手配及び確認試験等に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備（主配線盤等）の故障修理に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・線路設備の故障修理に係る費用は、当該設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般施設保全 (車両維持費)	保全部門における車両維持費用	・保全部門のサービス別支出額比で配賦
○一般施設保全 (企画)	保全部門における企画業務に係る費用	・保全部門のサービス別支出額比で配賦
○一般施設保全 (一般施設保全共通・線路共通)	線路の保全上必要な共架料、補償料等の費用	・線路設備に係る保全部門のサービス別支出額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○一般施設保全 (一般施設保全共通・ 保全共通)	各保全業務に共通して発生する費用	・機械設備及び線路設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
◎共通費	共通業務に係る費用	_____
○一般共通 (建物)	支店等における建物の維持管理に係る費用	・建物のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○一般共通 (事業企画)	支店等における事業企画業務に係る費用	・営業部門及び保全部門のサービス別支出額比で配賦
○一般共通 (総務)	支店等における総務業務に係る費用	・営業部門及び保全部門のサービス別支出額比で配賦
○一般共通 (厚生)	支店等における厚生業務及び労務業務に係る費用	・営業部門及び保全部門のサービス別支出額比で配賦
○一般共通 (人事)	支店等における人事業務に係る費用	・営業部門及び保全部門のサービス別支出額比で配賦
○一般共通 (経理)	支店等における経理業務に係る費用	・営業部門及び保全部門のサービス別支出額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○資材 (一般資材・ 通信網資材)	通信網用物品に係る資材業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴うもの: サービス別の当年度取得固定資産価額比で配賦 ・ 損益工事に伴うもの: 当年度で支出されるサービス別資材取扱額比で配賦
○資材 (品質検査)	新品在庫品の検査に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴うもの: サービス別の当年度取得固定資産価額比で配賦 ・ 損益工事に伴うもの: 当年度で支出されるサービス別資材取扱額比で配賦
○資材 (購買・通信網購買)	通信網用物品に係る購買業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴うもの: サービス別の当年度取得固定資産価額比で配賦 ・ 損益工事に伴うもの: 当年度で支出されるサービス別資材取扱額比で配賦
○資材 (購買・共通購買)	上記以外の物品に係る購買業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴うもの: サービス別の当年度取得固定資産価額比で配賦 ・ 損益工事に伴うもの: 当年度で支出されるサービス別資材取扱額比で配賦
○資材 (調達・在庫管理)	物品の調達・在庫管理に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴うもの: サービス別の当年度取得固定資産価額比で配賦 ・ 損益工事に伴うもの: 当年度で支出されるサービス別資材取扱額比で配賦
○資材 (保管・荷役・ 輸配送)	物品の保管・荷役・輸配送に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴うもの: サービス別の当年度取得固定資産価額比で配賦 ・ 損益工事に伴うもの: 当年度で支出されるサービス別資材取扱額比で配賦
○資材 (情報)	物品の保管、荷役、輸配送業務に関する情報システム等の維持業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事に伴うもの: サービス別の当年度取得固定資産価額比で配賦 ・ 損益工事に伴うもの: 当年度で支出されるサービス別資材取扱額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○資材 (資材共通)	各資材業務に共通して発生する費用	・ 資材業務のサービス別支出額比で配賦
○医療	病院及び健康管理所における医療に係る費用	・ 稼働人員数により原価を営業部門、保全部門、管理共通部門及び試験研究部門に分計したうえで、それぞれの費用を各部門のサービス別支出額比により配賦
◎管理費	管理業務に係る費用	_____
○グループ事業推進	グループ事業推進業務に係る費用	・ 営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦
○不動産企画	不動産の維持管理、利活用の検討等不動産企画業務に係る費用	・ 建物、構築物及び土地のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○ネットワーク企画	基本ネットワークの検討、運用管理体制確立及び信頼性向上のための対策等ネットワーク企画業務に係る費用	・ 電気通信設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○営業企画	料金体系の検討、営業戦略の策定等営業企画業務に係る費用	・ 営業部門のサービス別支出額比で配賦
○顧客サービス企画	営業窓口・S O処理業務に関する業務運営方針の策定等顧客サービス企画業務に係る費用	・ 営業部門のサービス別支出額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○料金企画	料金請求・売掛金管理の体制整備、事務処理の策定等料金企画業務に係る費用	・営業部門のサービス別支出額比で配賦
○公衆電話企画	公衆電話制度、設置計画の策定業務に係る費用	・公衆電話部門のサービス別支出額比で配賦
○法人営業企画	法人ユーザへの営業戦略策定等法人営業企画業務に係る費用	・営業部門のサービス別支出額比で配賦
○設備企画	設備投資計画・改良高度化の方針の策定、新技術導入の検討等設備企画業務に係る費用	・電気通信設備のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○建設企画	請負工事実施のための基本事項の策定、建設調査等建設企画業務に係る費用	・電気通信設備のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○設備管理	設備保全状況の管理、設備改善計画の策定及び災害対策等設備管理業務に係る費用	・電気通信設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○相互接続	公正競争のための指針の策定、相互接続事業者との折衝業務及び通信網全体に関する管理運営等業務に係る費用	・保全部門のサービス別支出額比で配賦
○国際 (国際標準化活動)	国際標準・国際協力業務に係る費用	・営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○国際 (国際事業活動)	上記以外の国際業務に係る費用	・営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦
○管理共通 (建物)	本社等における建物の維持管理に係る費用	・建物のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○管理共通 (一般管理共通・ 事業企画)	本社等における事業企画業務に係る費用	・営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦
○管理共通 (一般管理共通・ 総務)	本社等における総務業務に係る費用	・営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦
○管理共通 (一般管理共通・ 厚生)	本社等における厚生業務及び労務業務に係る費用	・営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦
○管理共通 (一般管理共通・ 人事)	本社等における人事業務に係る費用	・営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦
○管理共通 (一般管理共通・ 経理)	本社等における経理業務に係る費用	・営業部門、保全部門及び共通部門のサービス別支出額比で配賦
◎試験研究費	試験研究に係る費用	_____

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○一般試験研究 (ユーザ系)	ユーザ向けサービスに関する試験研究に係る費用	・サービス別収入額比で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ アクセス)	アクセス網に関する試験研究に係る費用	・機械設備（主配線盤）及び加入者線路設備のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ ノードシステム)	機械設備（端末系交換設備等）に関する試験研究に係る費用	・機械設備（端末系交換設備等）のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ リンクシステム)	機械設備（伝送機械設備等）に関する試験研究に係る費用	・機械設備（伝送機械設備等）のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ オペレーション システム)	インフラ系通信網の監視、保守、運用の向上に関する試験研究に係る費用	・機械設備及び線路設備のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ 通信網構成)	通信網アーキテクチャ、構成法等に関する試験研究に係る費用	・機械設備及び線路設備のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ 線路土木)	線路・土木設備等に関する試験研究に係る費用	・線路設備及び土木設備のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ 通信用建物)	通信用建物に関する試験研究に係る費用	・建物のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○一般試験研究 (インフラ系・ 通信用電力装置)	通信用電力装置に関する試験研究に係る費用	・電力設備のサービス別当年度取得固定資産価額比 で配賦
○一般試験研究 (インフラ系・ 無線システム)	無線システムに関する試験研究に係る費用	・無線設備のサービス別当年度取得固定資産価額比 で配賦
○一般試験研究 (基礎技術・ユーザ 系基礎技術)	将来のユーザ系システム・装置・部品の開発を支え る基礎技術の試験研究に係る費用	・サービス別収入額比で配賦
○一般試験研究 (基礎技術・インフ ラ系基礎技術)	将来のインフラ系システム・装置・部品の開発を支 える基礎技術の試験研究に係る費用	・機械設備及び線路設備のサービス別当年度取得固 定資産価額比で配賦
○一般試験研究 (基礎技術・ 純粋基礎研究)	将来の革新的通信技術の可能性を追求する純粋基礎 研究に係る費用	・サービス別収入額比で配賦
○試験研究共通	各試験研究に共通して発生する費用	・試験研究部門のサービス別支出額比で配賦
◎減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費	_____
○市内線路設備	加入者線路設備及び市内中継線路設備に係る減価償 却費	・市内線路設備のサービス別正味固定資産価額比で 配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○市外線路設備	市外線路設備に係る減価償却費	・市外線路設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○土木設備	土木設備（管路、マンホール、とう道等）に係る減価償却費	・土木設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○機械設備	機械設備（市内機械設備、伝送機械設備等）に係る減価償却費	・機械設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○建物	建物（附属設備〔給排水設備、冷暖房設備等〕を含む）に係る減価償却費	・建物のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○構築物	構築物（防壁、舗装道路等）に係る減価償却費	・構築物のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○機械及び装置	機械及び装置（自走式作業用機械設備等）に係る減価償却費	・機械及び装置のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○車両及び船舶	車両及び船舶（移動無線車等）に係る減価償却費	・車両及び船舶のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○工具、器具及び備品	工具、器具及び備品（事務機器、電子計算機等）に係る減価償却費	・工具、器具及び備品のサービス別正味固定資産価額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○無形固定資産	無形固定資産（ソフトウェア、共同溝利用権等）に係る減価償却費	・無形固定資産のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○リース資産	リース資産に係る減価償却費	・リース資産のサービス別正味固定資産価額比で配賦
◎固定資産除却費 (除却損)	固定資産の除却損	_____
○市内線路設備	加入者線路設備及び市内中継線路設備に係る除却損	・市内線路設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○市外線路設備	市外線路設備に係る除却損	・市外線路設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○土木設備	土木設備（管路、マンホール、とう道等）に係る除却損	・土木設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○機械設備	機械設備（市内機械設備、伝送機械設備等）に係る除却損	・機械設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○建物	建物（附属設備〔給排水設備、冷暖房設備等〕を含む）に係る除却損	・建物のサービス別正味固定資産価額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○構築物	構築物（防壁、舗装道路等）に係る除却損	・構築物のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○機械及び装置	機械及び装置（自走式作業用機械設備等）に係る除却損	・機械及び装置のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○車両及び船舶	車両及び船舶（移動無線車等）に係る除却損	・車両及び船舶のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○工具、器具及び備品	工具、器具及び備品（事務機器、電子計算機等）に係る除却損	・工具、器具及び備品のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○土地	土地に係る除却損	・土地のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○無形固定資産	無形固定資産（ソフトウェア、共同溝利用権等）に係る除却損	・無形固定資産のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○リース資産	リース資産に係る除却損	・リース資産のサービス別正味固定資産価額比で配賦
◎固定資産除却費 （撤去費用）	固定資産の撤去費用	_____

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○市内線路設備	加入者線路設備及び市内中継線路設備に係る撤去費用	・市内線路設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○市外線路設備	市外線路設備に係る撤去費用	・市外線路設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○土木設備	土木設備（管路、マンホール、とう道等）に係る撤去費用	・土木設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○機械設備	機械設備（市内機械設備、伝送機械設備等）に係る撤去費用	・機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○建物	建物（附属設備〔給排水設備、冷暖房設備等〕を含む）に係る撤去費用	・建物のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○構築物	構築物（防壁、舗装道路等）に係る撤去費用	・構築物のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○機械及び装置	機械及び装置（自走式作業用機械設備等）に係る撤去費用	・機械及び装置のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○車両及び船舶	車両及び船舶（移動無線車等）に係る撤去費用	・車両及び船舶のサービス別取得固定資産価額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○工具、器具及び備品	工具、器具及び備品（事務機器、電子計算機等）に係る撤去費用	・工具、器具及び備品のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○土地	土地に係る撤去費用	・土地のサービス別取得固定資産価額比で配賦
◎通信設備使用料	他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の使用料	_____
○網使用料	他の電気通信事業者が所有する電気通信設備の使用料	・サービス別トラヒック比で配賦
○伝送路使用料（共通線信号網）	他の電気通信事業者が所有する共通線信号網に係る電気通信設備の使用料	・市内機械設備及び市外機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○伝送路使用料（呼関連データベース）	他の電気通信事業者が所有する呼関連データベースに係る電気通信設備の使用料	・市内機械設備及び市外機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○設備使用料（交換設備）	他の電気通信事業者が所有する交換設備に係る電気通信設備の使用料	・市内機械設備及び市外機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○設備使用料（無線等設備）	他の電気通信事業者が所有する無線等設備に係る電気通信設備の使用料	・機械設備及び線路設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○設備使用料 (電力設備)	他の電気通信事業者が所有する電力設備に係る電気通信設備の使用料	・電力設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○網改造料	他の電気通信事業者が所有する網改造料に係る電気通信設備の使用料	・機械設備及び線路設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○その他の設備 (その他)	他の電気通信事業者が所有する上記以外の設備に係る電気通信設備の使用料	・機械設備、線路設備及び土木設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
◎租税公課	固定資産税等の租税（当年度の利益に課税される法人税及び住民税並びに事業税〔所得割〕を除く）、道路占用料等の公課	_____
<国税> ○印紙税	印紙税法に基づき納付した印紙税	・サービス別収入額比、サービス別支出額比及び電気通信設備のサービス別取得固定資産価額比を加重平均した複合比で配賦
○登録免許税	登録免許税法に基づき納付した登録免許税	・建物及び土地のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○自動車重量税	自動車重量税法に基づき納付した自動車重量税	・保全部門のサービス別支出額比で配賦
○その他の国税	上記以外に納付した国税	・上記の租税（国税）のサービス別支出額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
<地方税> ○不動産取得税	地方税法に基づき納付した不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び土地のサービス別当年度取得固定資産価額比で配賦
○自動車税	地方税法に基づき納付した自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・保全部門のサービス別支出額比で配賦
○固定資産税	地方税法に基づき納付した固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信設備のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○軽自動車税	地方税法に基づき納付した軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・保全部門のサービス別支出額比で配賦
○特別土地保有税	地方税法に基づき納付した特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> ・土地のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○自動車取得税	地方税法に基づき納付した自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・保全部門のサービス別支出額比で配賦
○事業所税	地方税法に基づき納付した事業所税	<ul style="list-style-type: none"> ・管理共通部門及び試験研究部門のサービス別支出額比で配賦
○事業税	地方税法に基づき納付した事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・営業部門、保全部門、管理共通部門及び試験研究部門のサービス別支出額比で配賦

費用科目	費用科目に計上される費用の内容	ユニバーサルサービス費用の主な把握方法
○都市計画税	地方税法に基づき納付した都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び土地のサービス別正味固定資産価額比で配賦
○その他の地方税	上記以外に納付した地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の租税（地方税）のサービス別支出額比で配賦
○道路占用料	道路法に基づき納付した道路の占用料	<ul style="list-style-type: none"> ・線路設備、土木設備及び公衆電話機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○電波利用料	電波法に基づき納付した電波利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備（無線機械設備）のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○港湾占用料	港湾法に基づき納付した港湾区域の占用料	<ul style="list-style-type: none"> ・線路設備、土木設備及び公衆電話機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○河川占用料	河川法に基づき納付した河川区域の占用料	<ul style="list-style-type: none"> ・線路設備、土木設備及び公衆電話機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○行政財産使用料	地方自治法に基づき納付した行政財産使用料（道路占用料、港湾占用料及び河川占用料を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・線路設備、土木設備及び公衆電話機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦
○その他の租税公課	上記以外に納付した租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス別収入額比、サービス別支出額比及び電気通信設備のサービス別取得固定資産価額比を加重平均した複合比で配賦

(別紙) ユニバーサルサービスの固定資産価額の把握方法について

- ユニバーサルサービスのサービス提供に必要な設備の取得固定資産価額及び正味固定資産価額は、次に掲げる固定資産の取得固定資産価額及び正味固定資産価額をもとに、以下の方法を用いて把握しています。

固定資産の種類	ユニバーサルサービスの固定資産価額の主な把握方法
◎市内線路設備 (加入者線路設備、市内中継線路設備)	<ul style="list-style-type: none"> 加入者線路設備（メタルケーブル）の固定資産価額は、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 加入者線路設備（光ファイバ）の固定資産価額は、当該設備を用いるサービス別芯線数比で配賦 市内中継線路設備（光ファイバ）の固定資産価額のうち、基本料費用に付替えるNTSコストについては、当該設備を用いるサービス別芯線数比で配賦 ※NTSコストのうち、局設置RT～加入者交換機間伝送路に係る資産の一部については、総額を接続料原価へ配賦 上記以外の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
◎市外線路設備	<ul style="list-style-type: none"> 基本料費用に付替えるNTSコスト（一部を除き総額を配賦）については、当該設備を用いるサービス別芯線数比で配賦 ※NTSコストのうち、局設置RT～加入者交換機間伝送路に係る資産の一部については、総額を接続料原価へ配賦 上記以外の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
◎土木設備	<ul style="list-style-type: none"> 加入者線路（メタルケーブル）に係る土木設備の固定資産価額は、地下メタルケーブルを用いるサービス別回線数比で配賦 加入者線路（光ファイバ）に係る土木設備の固定資産価額は、地下光ケーブルを用いるサービス別芯線数比で配賦 市内中継線路及び市外線路（光ファイバ）に係る土木設備の固定資産価額のうち、基本料費用に付替えるNTSコスト（一部を除き総額を配賦）については、地下光ケーブルを用いるサービス別芯線数比で配賦 ※NTSコストのうち、局設置RT～加入者交換機間伝送路に係る資産の一部については、総額を接続料原価へ配賦 上記以外の固定資産価額については、地下光ケーブルを用いるサービス別トラヒック比で配賦

固定資産の種類		ユニバーサルサービスの固定資産価額の主な把握方法
◎機械設備		
○市内機械設備	主配線盤	・ サービス別回線数比で配賦
	加入者系半固定パス 伝送装置 (LXM)	・ 基本料費用に付替えるNTSコスト（一部を除き総額を配賦）については、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 ・ 上記以外の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
	端末系交換設備	・ 交換機等に收容されているアナログ加入者インターフェース装置及びISDN加入者インターフェース装置の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 〔 アナログ加入者インターフェース装置はNTSコストに該当し、 一部を除き総額を配賦 〕 ・ 上記以外の固定資産価額については当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
○市外機械設備	中継交換設備	・ 当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
	相互接続用関門交換機	・ 当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
	信号網設備	・ 当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
○公衆電話機械設備		・ 公衆電話の第一種と第二種の設置台数比で配賦のうえ、サービス別トラヒック比で配賦

固定資産の種類	ユニバーサルサービスの固定資産価額の主な把握方法	
◎機械設備		
○無線機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者無線設備の固定資産価額は、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 ・中継無線設備の固定資産価額のうち、基本料費用に付替えるNTSコスト（一部を除き総額を配賦）については、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 ※NTSコストのうち、局設置RT～加入者交換機間伝送路に係る資産の一部については、総額を接続料原価へ配賦 上記以外の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦	
○伝送機械設備	RT装置	<ul style="list-style-type: none"> ・RT装置に收容されているISDN加入者インターフェイス装置の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 ・RT装置本体及びアナログ加入者インターフェイス装置の固定資産価額のうち、基本料費用に付替えるNTSコスト（一部を除き総額を配賦）については、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 ※NTSコストのうち、RT装置の一部については、総額を接続料原価へ配賦 上記以外の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
	共通伝送機械	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者伝送設備の固定資産価額は、当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 ・中継伝送設備の固定資産価額のうち、基本料費用に付替えるNTSコスト（一部を除き総額を配賦）については当該設備を用いるサービス別回線数比で配賦 ※NTSコストのうち、局設置RT～加入者交換機間伝送路に係る資産の一部については、総額を接続料原価へ配賦 上記以外の固定資産価額については、当該設備を用いるサービス別トラヒック比で配賦
○電力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内機械設備及び伝送機械設備等に係るサービス別仕様電力値比で配賦 	
○監視設備	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の機械設備に係るサービス別監視件数比で配賦 	

固定資産の種類	ユニバーサルサービスの固定資産価額の主な把握方法
◎建物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物（機械室）の固定資産価額は、機械設備のサービス別取得固定資産価額比で配賦 ・建物（事務室）の固定資産価額は、営業部門、保全部門、管理共通部門及び試験研究部門のサービス別支出額比で配賦
◎構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物のサービス別取得固定資産価額比で配賦
◎機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備及び線路設備のサービス別固定資産価額比で配賦
◎車両及び船舶	<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備及び線路設備のサービス別固定資産価額比で配賦
◎工具、器具及び備品	<ul style="list-style-type: none"> ・工具の固定資産価額は、機械設備及び線路設備のサービス別固定資産価額比で配賦 ・器具及び備品の固定資産価額は、営業部門、保全部門、管理共通部門及び試験研究部門のサービス別支出額比で配賦
◎土地	<ul style="list-style-type: none"> ・建物（機械室）に係る土地の固定資産価額は、建物（機械室）のサービス別固定資産価額比で配賦 ・建物（事務室）に係る土地の固定資産価額は、建物（事務室）のサービス別固定資産価額比で配賦
◎無形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの固定資産価額は、機械設備及び線路設備のサービス別固定資産価額比で配賦 ・共同溝利用権等の固定資産価額は、土木設備のサービス別固定資産価額比で配賦 ・それ以外の無形固定資産の固定資産価額は、営業部門、保全部門、管理共通部門及び試験研究部門のサービス別支出額比で配賦
◎リース資産	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産の種類（「建物」、「構築物」、「機械及び装置」、「車両及び船舶」、「工具、器具及び備品」、「無形固定資産」、「機械設備」）毎に上記と同様の方法で配賦

(参考) 関連法令条文

電気通信事業法施行規則（抜粋）
（第一号基礎的電気通信役務収支表の公表等）
第40条の4

（注）ユニバーサルサービスは、法令上、第一号基礎的電気通信役務といいます。

法第百八条第一項第一号の公表は、第一号基礎的電気通信役務収支表によるものとする。

- 2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。
- 3 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

電気通信事業法施行規則附則（抜粋）
（平成18年3月24日総務省令第33号）
（経過措置）

- 2 改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第14条第1号ロのアナログ電話用設備に係る離島特例通信に関しては、当分の間、新施行規則第3章の規定及び改正後の算定規則（以下「新算定規則」という。）の規定は、適用しない。

電気通信事業法施行規則附則（抜粋）
（平成23年4月27日総務省令第42号）
（経過措置等）

- 4 新施行規則様式第38-2については、当分の間、なお従前の例による。

電気通信事業法施行規則附則（抜粋）
（令和5年3月23日総務省令第18号）
（経過措置等）

- 2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第三十八の二の第一表については、当分の間、一の項（2）、三の項及び四の項を記載しないこととする。

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

第1表 電気通信事業施行規則第14条第1号及び第2号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用				営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち第一種公衆電話機		うち設備利用部門費用		
			台数削減以外の費用	台数削減費用			
加入電話	基本料						
	離島特例通信						
	緊急通報						
	小 計						
第一種公衆電話	市内通信						
	離島特例通信						
	緊急通報						
	小 計						
合 計							

- 注 1 法第108条第1項の指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。
- (1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもののうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの
 - (2) 第14条第1号ハ、第2号ハ及び第3号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもの
- 2 1の項(3)及び2の項(3)の営業費用の欄には、当該役務を提供するために要した費用から当該役務を行うための設備等の設置への対価として得た収益を差し引いた額を記載すること。
- 3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とし、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第14条第2号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係る費用とする。
- 4 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、第一種適格電気通信事業者に限り記載するものとする。
- 5 第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。
- 6 2以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の5の3第2項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

(単位 円)

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 当該適格電気通信事業者の 算定自己負担額				
3 負担金				
計				

注 1 「交付金」とは法第107条第1号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第5条第1項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第1項の第一種負担金を示す。

2 電気通信事業者が法第108条第1項の指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。